

は 建災防広島

発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島支部
TEL (082) 228-8250印刷所 広島市西区東観音町3番8号
中外印刷株式会社
TEL (082) 291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 4月号

令和4年度

広島労働局

労働行政のあらまし (抜粋)

安全で健康に働くことができる環境づくり

1 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ◆ 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。
- ◆ 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発及び監督指導を実施するとともに、下請等中小企業事業者への「しわ寄せ防止」について周知・啓発を行います。

2 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

- ◆ 生産性を高めながら、労働時間の短縮等に取り組む中小企業等に対し、「働き方改革推進支援助成金」を活用した支援を行うとともに、労働局が委託をしている「広島働き方改革推進支援センター」を通して、専門家による個別企業への訪問、出張相談を実施する等、きめ細やかな相談支援を行います。また、年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ◆ 全ての労働基準監督署に「労働時間相談・支援班」を編成し、説明会の開催や中小企業への個別訪問により、改正労働基準法等の周知や、テレワーク等の新しい働き方に対応した適切な労務管理の相談支援等を行います。

3 労働条件の確保・改善対策

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等のおそれがある事業場に対して、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。また、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者を早期に救済するため、未払賃金立替払制度の事務処理を迅速・適正に実施します。
- ◆ 労働関係法令に基づく法定労働条件の遵守徹底とともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理の適正化を図るために、監督指導等を実施します。
- ◆ 外国人技能実習生については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

目次

○ 令和4年度 労働行政のあらまし	1・2	○ 職場における労働衛生基準見直しの主な項目とポイント	5
○ 令和4年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧	3	○ 令和4年 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」	6
○ 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の 一部を改正する省令	4	○ 労働災害発生状況	7
		○ 講習・行事コーナー	8

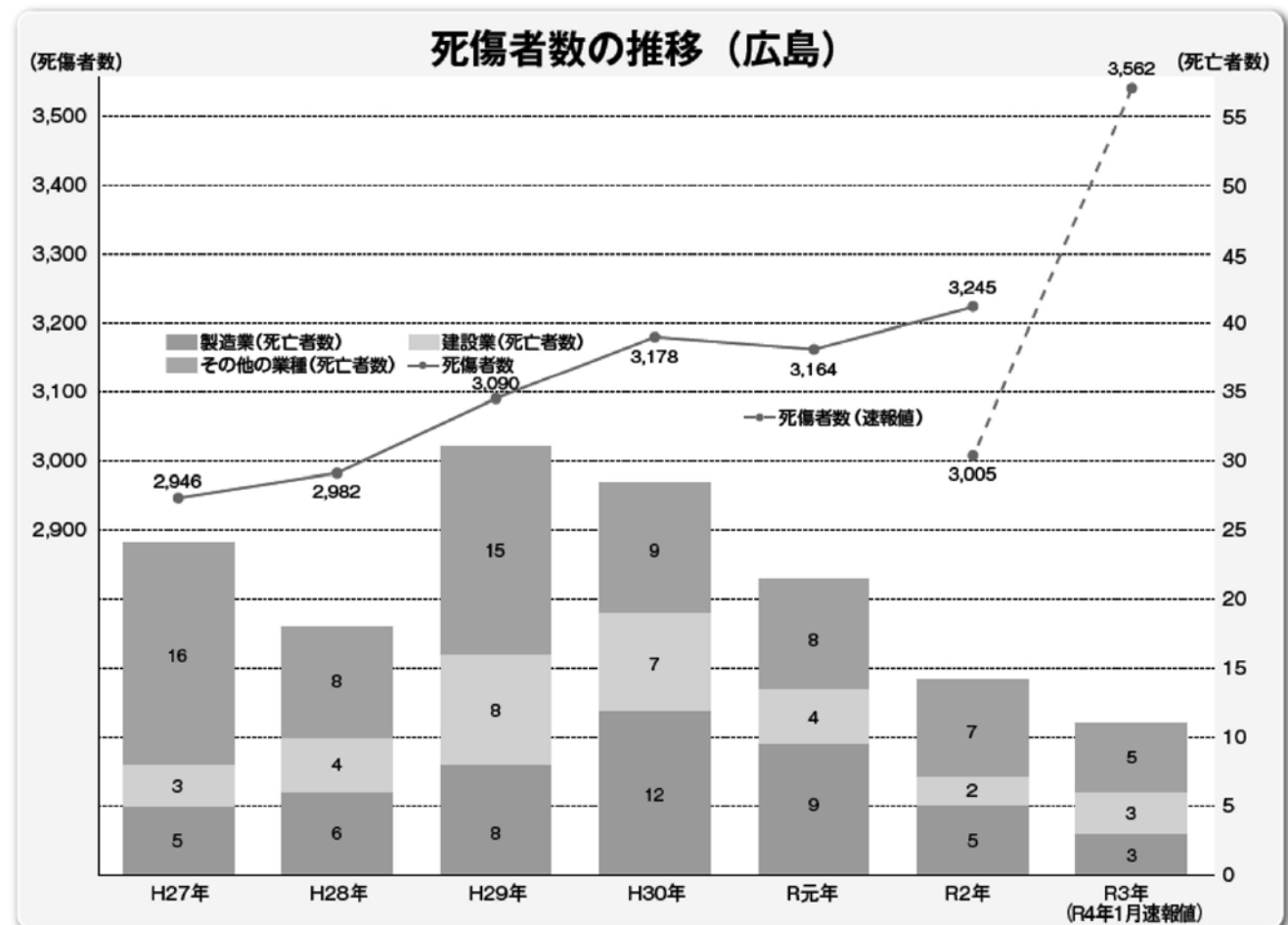
- ◆ 自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対し監督指導等を実施します。
- ◆ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談はっとライン」を周知するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。

4 職場における感染防止対策の推進

- ◆ 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止相談コーナー」等で「取組の5つのポイント」等を活用した職場における感染防止対策について、周知を推進します。

5 労働災害防止対策の推進

- ◆ 労働災害が増加傾向にある社会福祉施設を含む第三次産業等については、転倒災害防止や腰痛予防を進めます。
- ◆ 高齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等について、「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知を進めます。
- ◆ 外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材を周知します。
- ◆ 建設業に対しては、「墜落・転落災害」の防止に重点を置いた指導を行います。
- ◆ 製造業に対しては、リスクアセスメント及びリスク低減措置の実施等による機械災害防止対策を進めます。
- ◆ 陸上貨物運送事業に対しては、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組を進めます。



6 労働者の健康確保対策の推進

- ◆ 産業保健活動やメンタルヘルス対策の取組が各事業場で適切に実施されるよう、指導等を行います。
- ◆ 新たな化学物質記載に関する労働安全衛生関係法令について、周知します。
- ◆ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、令和2年7月1日に改正された石綿障害予防規則の周知指導を行います。

～令和4年度 広島労働局 安全衛生等関係職員一覧～

広島労働局長 阿 部 充
労働基準部長 前 田 憲 孝

前職 外国人技能実習機構広島事務所長

労働基準部（監督課・健康安全課）			前 職
監 督 課 Tel 082-221-9242	監督課長	小 岸 圭 太	高知局 健康安全課長
	主任監察監督官	中 村 貴 紀	
	監察監督官	藤 本 泰 彦	広島中央署 第一方面主任監督官
	監察監督官	八 木 勝 也	
	特別司法監督官	村 上 勝 彦	福山署 第一方面主任監督官
	専門監督官	福 丸 安 彦	
	労働基準監督官	岡 崎 貴 広	愛知局名古屋南署 第一方面
健康安全課 Tel 082-221-9243	健康安全課長	狭 間 英 樹	賃金室長
	安全専門官	藤 岡 裕 士	広島中央署 安全衛生課長
	衛生専門官	谷 本 真 也	健康安全課 安全専門官
	安全専門官	河 上 隆 一	広島北署 安全衛生課長
	安全専門官	森 岡 勝 海	
	衛生専門官	関 谷 龍 二	
	衛生専門官	梅 田 典 幸	広島中央署 安全専門官
	安全係長	羽 倉 孝 孝	福山署 第三方面主任監督官
	衛生主任	荻 野 晃 啓	広島中央署 安全衛生係長
	衛生係	北 野 量	呉署 第一方面
労働基準監督署			前 職
広島中央署 【監督部署】 Tel 082-221-2460 【安衛部署】 Tel 082-221-2459	署長	横 山 鉄 幸	監督課長
	副署長	村 上 敏 昭	健康安全課 課長補佐
	第一方面主任監督官	加 藤 秀 樹	福山署 第二方面主任監督官
	第二方面主任監督官	松 村 公 輔	三次署 監督・安衛課長
	第三方面主任監督官	森 岡 一 郎	広島中央署 第四方面主任監督官
	第四方面主任監督官	竹 林 祐 一	広島北署 安全衛生課
	安全衛生課長	北 野 泰 人	健康安全課 衛生専門官
	安全専門官	大 原 裕 幸	
	安全衛生係長	馬 屋 原 一 海	労働保険徴収課
呉 署 【監督部署】 Tel 0823-22-0005 【安衛部署】 Tel 0823-88-2940	署長	堀 江 昭 爾	
	副署長	三 角 昭 生	
	第一方面主任監督官	田 川 雅 浩	広島中央署 第三方面主任監督官
	第二方面主任監督官	宮 本 健 広	廿日市署 安全衛生課長
	第三方面主任監督官	藤 田 章 仁	
	労働基準監督官	小 田 憲 昭	広島北署 監督課
福 山 署 【監督部署】 Tel 084-923-0005 【安衛部署】 Tel 084-916-3180	署長	大 鳥 義 孝	
	副署長	坂 根 紀 雄	監督課 特別司法監督官
	第一方面主任監督官	橋 口 佑 一	三原署 監督課長
	第二方面主任監督官	重 弘 拓 也	広島中央署 第二方面主任監督官
	第三方面主任監督官	川 崎 昭 宏	広島北署 監督課
	第四方面主任監督官	松 下 博 昭	高知局須崎署 監督・安衛課長
	安全衛生課長	吉 本 勝 一	呉署 第二方面主任監督官
	安全専門官	小 西 隆 之	
	安全専門官	木 村 弘	
三 原 署 Tel 0848-63-3939	署長	伊 達 健 司	広島北署長
	監督課長	坂 本 年 紀	鳥取局米子署 監督課長
	安全衛生課長	三 宅 典 久	
尾 道 署 Tel 0848-22-4158	署長	皿 田 直 之	福山署 安全衛生課長
	監督課長	丹 生 伸 英	監督課 監察官
	安全衛生課長	秋 山 英 司	
三 次 署 Tel 0824-62-2104	署長	和 田 知 宏	新潟局新潟署 第三方面主任監督官
	監督・安全衛生課長	伊 達 稔 子	福山署 副署長
	安全専門官	白 濱 一 雄	尾道署 安全衛生課長
広島北署 Tel 082-812-2115	署長	土 井 一 輝	北海道局苫小牧署 第三方面
	監督課長	伊 藤 俊 哉	広島中央署 副署長
	安全衛生課長	上 内 隆 司	
	安全専門官	荒 木 勇 太	呉署 安全専門官
廿 日 市 署 Tel 0829-32-1155	署長	仁 井 田 洋 一	三次署 安全専門官
	監督課長	中 空 謙 二	
	安全衛生課長	原 田 雅 司	
	安全衛生係	村 田 隆 志	健康安全課 安全係長
		大 貝 真 理 乃	福山署 防災課

「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」

令和3年12月1日に公布され、一部規定を除き同日から施行されました。

事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則について、一部運用の見直しが行われました

職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点**○作業面の照度【事務所則第10条】※令和4年12月1日施行**

現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。

○便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】

新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。

なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。

○救急用具の内容【安衛則第634条】

作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、裏面で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 - 一般的な事務作業(300ルクス以上) - 付随的な事務作業(150ルクス以上) ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。 職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

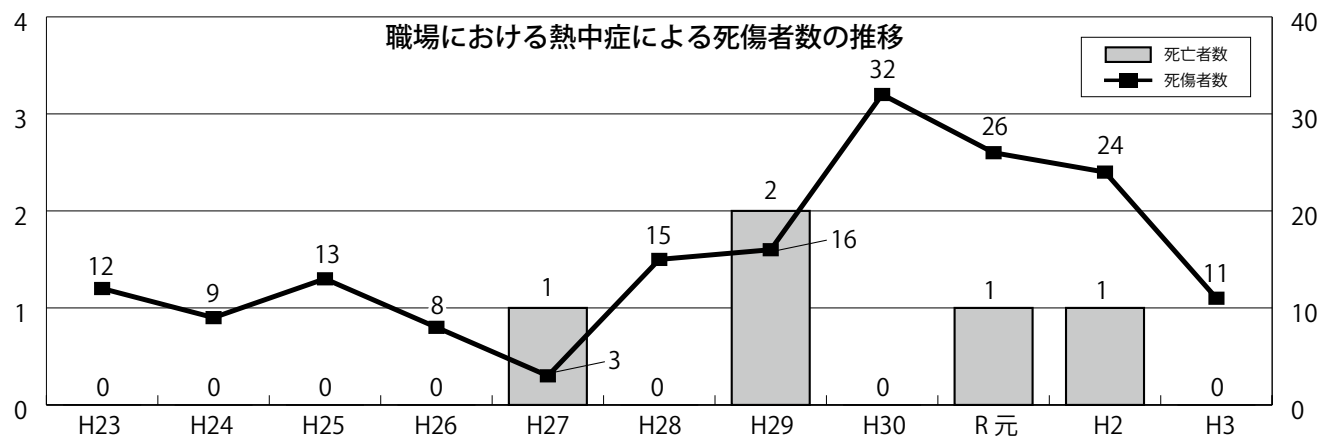
広島労働局長から周知依頼がありました

令和4年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

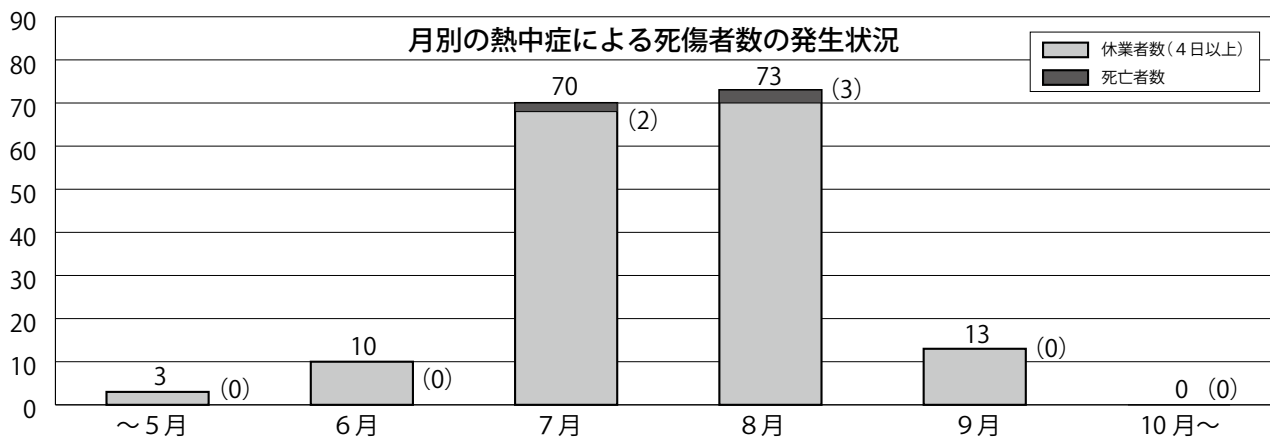
令和4年5月1日～9月30日 準備期間4月、重点取組期間7月

令和3年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

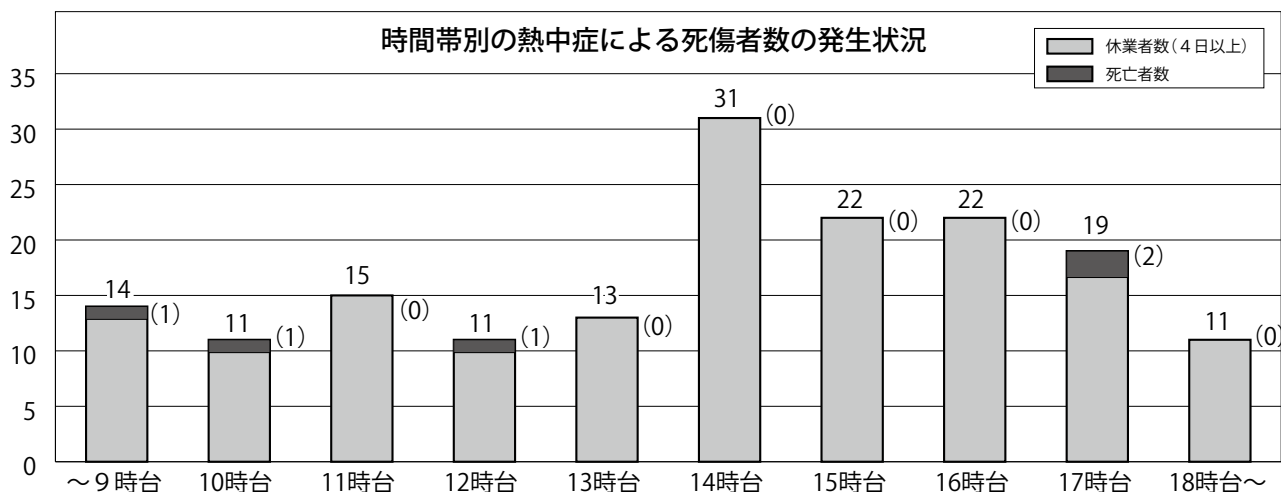
○ 令和3年度の死傷者数は、猛暑期に長雨が続いた影響があり11人で、死亡災害は発生しなかった。



○ 死傷者数の月別発生状況は、全体の約8割以上が7・8月に発生しており、死亡災害も集中している。



○ 死傷者数の時間帯別の発生状況は、14時台をピークに17時台まで高止まりの状態が発生している。



※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。職場の熱中症予防については、
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html> をご覧ください。

令和2年・令和3年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 2年	(1) 105	41	18	20	6	26	(1) 39	32	2	11	2	2	1	24	21	13	(2) 363
令和 3年	(1) 112	42	17	21	9	24	32	28	2	1		1	1	(1) 17	26	(1) 40	(3) 373

() 内は、死亡で内数

令和2年・令和3年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和2年			令和3年			増減数	令和2年			令和3年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 ／全産 業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	3	994	997	2	1,165	1,167	170	2	104	106		102	102	-4	-3.8	8.7
呉	4	272	276	1	334	335	59		21	21		32	32	11	52.4	9.6
福 山	2	636	638	3	685	688	50		87	87	1	73	74	-13	-14.9	10.8
三 原	2	160	162	1	170	171	9		26	26	1	20	21	-5	-19.2	12.3
尾 道	1	204	205		212	212	7		31	31		18	18	-13	-41.9	8.5
三 次		195	195		205	205	10		31	31		33	33	2	6.5	16.1
広島北	2	336	338	3	526	529	191		42	42	1	58	59	17	40.5	11.2
廿日市		296	296	1	328	329	33		19	19		34	34	15	78.9	10.3
合 計	14	3,093	3,107	11	3,625	3,636	529	2	361	363	3	370	373	10	2.8	10.3

令和3年・令和4年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年2月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低 温の物と の接触	有害物 質との 接触	感電	爆発 火災	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 3年	17	1	1	3		2	2							2	2	1	31
令和 4年	11	(1) 6		5		3	2	3		1					1	14	(1) 46

() 内は、死亡で内数

令和3年・令和4年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和4年2月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和3年			令和4年			増減数	令和3年			令和4年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 ／全産 業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央		81	81	1	118	119	38		7	7	1	12	13	6	85.7	10.9
呉		48	48		88	88	40		2	2		2	2			2.3
福 山		63	63		101	101	38		9	9		5	5	-4	-44.4	5.0
三 原		18	18	1	95	96	78		1	1		4	4	3	300.0	4.2
尾 道		28	28		21	21	-7		4	4		6	6	2	50.0	28.6
三 次		20	20		20	20			5	5		2	2	-3	-60.0	10.0
広島北		40	40		48	48	8		1	1		5	5	4	400.0	10.4
廿日市		40	40	1	51	52	12		2	2		9	9	7	350.0	17.3
合 計		338	338	3	542	545	207		31	31	1	45	46	15	48.4	8.4

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

建設業労働災害防止協会広島県支部

令和4年度講習計画

(令和4年4月～6月末までの計画)

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会	酸素欠乏・硫化水素危険	実施場所	受付分会
4月12～13日	広島市	支部	4月13～15日	三次市	三次	5月13・14・16日	広島市	支部
5月10～11日	福山市	福山	5月24～26日	呉市	呉			
6月16～17日	尾道市	尾道	6月21～23日	広島市	支部			
型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会			
6月23～24日	福山市	福山	6月2～3日	広島市	支部			

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会
4月20日	広島市	支部	4月26日	広島市	広島	4月14日	広島市	支部
5月27日	呉市	呉	5月19日	福山市	福山	26日	福山市	福山
6月1日	広島市	支部				5月19日	呉市	呉
7日	福山市	福山	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	24日	広島市	支部
28日	三原市	三原	4月21日	広島市	広島	6月14日	三次市	三次
ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会			
4月19日	広島市	支部	4月22日	福山市	福山			
			6月29日	広島市	広島			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会
4月25日	三原市	三原

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会	足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
5月17～18日	尾道市	尾道	5月9日	広島市	支部			
26～27日	広島市	広島	16日	福山市	福山	6月30日	広島市	支部
6月2～3日	福山市	福山	6月6日	広島市	支部			
16～17日	呉市	呉	28日	福山市	福山			
28～29日	三次市	三次				職長・安全衛生責任者 能力向上教育	実施場所	受付分会
現場管理者統括管理	実施場所	受付分会	斜面点検者教育	実施場所	受付分会	6月24日	呉市	呉
6月16日	福山市	福山	5月10日	広島市	支部			

令和4年度登録講習計画

(令和4年7月～9月末までの計画)

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

日程	実施場所	受付分会	日程	実施場所	受付分会	日程	実施場所	受付分会
7月19～20日	三原市	支部	8月1～2日	広島市	支部	9月15～16日	福山市	支部

※「建築物石綿含有建材調査者講習」の申込みの受付は、講習日の2ヶ月前からです。

詳細は建災防広島県支部のホームページにてご確認ください。

*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 福山分会(084)924-4320 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
呉分会(0823)22-6886 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<https://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<https://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
<https://jcosha-fukubun.org/>
<https://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>